

答 申 書
(答 申 第 303 号)
令和2年(2020年)3月12日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が、平成○年度北海道公立高等学校入学者選抜学力検査における国語の解答用紙のうち、「解答への評価を記載した部分」及び「得点を記載した部分（総得点を除く。）」を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり（別紙省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、受検者であった未成年者である実子の法定代理人として審査請求人（以下「請求人」という。）からなされたものであり、その内容は、「平成○年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査における子・○○○の採点済解答用紙全教科分 ○○○高等学校受験、受験番号○番」である。

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、「○○○高等学校受験番号○に係る平成○年度北海道公立高等学校入学者選抜学力検査の解答用紙（第1部国語、第2部数学、第3部社会、第4部理科及び第5部英語）」（以下「本件個人情報」という。）を対象個人情報として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報のうち「解答への評価を記載した部分」及び「得点を記載した部分（総得点欄を除く。）」については、条例第16条第1項第8号に規定する情報（以下「8号情報」という。）に該当するとして平成31年4月5日付け○○○第1005号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分のうち、国語の採点済解答用紙について、全てを開示するよう求めていることから、その妥当性について判断する。

(3) 8号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。

そして、「当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」とは、当該事務の執行が阻害されたり、当該事務を実施する意義を失わせたり、当該事務の適正な執行に著しい支障が生じる可能性があるとして認められる次のような個人情報をいうとしている。

(ア) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい支障が生じるおそれがあるもの

(イ) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等に影響はないが、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障を生じるおそれがあるもの

イ 請求人は、実施機関が8号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のように主張する。

(ア) 当該非開示部分は、総合得点が開示されている中での内訳であり、この部分を開示することによる

今後の採点事務への具体的な支障が明らかにされていない。

また、問題及び模範解答が公表されている中で、解答への評価、部分点の考え方について開示したとしても、今後の採点事務の適正な執行に著しい支障を与えることはない。

(イ) 開示された答案用紙の総得点と受検者本人による自己採点及び第三者の専門家による採点結果との間に不一致が生じており、開示されなければ、そのような不一致が生じる理由を検証する機会が奪われることになり、知る権利を侵害するものとする。

また、北海道公立高等学校入学者選抜学力検査においては、採点者が異なると、採点結果が変動するのかという疑念及び当該学力検査の公平性が十分に担保されていないのではないかという疑念を払拭することができない。

ウ 実施機関は、8号情報に該当するとして非開示とした部分については、受検者本人に開示すると、次年度以降、開示請求及び開示された採点結果について質問等が大幅に増加し、それらに対応するために割く時間が増えることにより、北海道公立高等学校入学者選抜学力検査の採点のみならず、入学者の選抜から入学者の決定等の年間を通じた他の入学者選抜に関する事務にも支障が生じること、また、開示された答案の内容と与えられた得点を分析することにより、採点基準の推定を行うことができるようになり、次年度以降、高等学校毎の採点基準に沿った機械的な答案作成を行う受検技術を開発する業者が現れ、当該学力検査において、本来評価すべき力を適切に評価できなくなるおそれがあり、当該学力検査そのものの適正な実施に著しい支障を生じさせ得ると考えられることから、8号情報に該当すると主張する。

エ 当審査会として、非開示とした部分を見分したところ、大きく3つの項目に分けられ、以下のような構成となっている。

(ア) 各問の正誤を表わす記号

(イ) 各問の中間点、小問及び大問の得点

(ウ) その他採点者によって記載されたもの（科目の総得点を除く。）

これらは、平成〇年度北海道公立高等学校入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）の受検者の解答に対する採点者の評価に関する情報であることから、条例第16条第1項第8号前段に規定する選考に関する個人情報であると認められる。

また、北海道教育委員会は模範解答及び解答の正誤や部分点を与える一定の採点基準を公表しているものの、実施機関の説明によると、模範解答以外の解答に係る正誤及び部分点の考え方については、各高等学校の中で細かい採点基準を協議して定めているとのことであった。

これらのことから、非開示とした部分には各高等学校の採点に関する考え方、ノウハウが含まれており、非開示とした部分を開示すると、開示請求の申請並びに高等学校の評価と自己採点との差異が生じた理由等に関する質問等が増加し、採点に関する見解の相違について開示請求者等に説明をして理解を得るために相当の事務量が割かれることとなり、その結果、年度末までに入学者が決定できない等の入学者選抜に関する事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、非開示とした部分を開示することによって、各高等学校の採点方法の機微が推定され、それに沿った機械的な答案を作成する手法が開発されるなど、学力検査において評価すべき受検者本来の力を適切に評価できなくなるおそれを否定することができない。

以上のことから、非開示とした部分は、今後の選考事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある情報であると認められる。

なお、請求人は、学力検査の公平性が十分に担保されていないのではないかという疑念を払拭することができない等と主張するが、実施機関の説明によると、各高等学校は、上記のとおり定められた採点基準に沿って、複数人の採点者によって解答の採点、点検及び再点検を行っているとのことであり、学力検査の公平性は、各高等学校において担保されていると考えられる。

したがって、実施機関が8号情報に該当するとして、本件個人情報のうち国語の解答用紙に記された(ア)から(ウ)を非開示としたことは、妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 605） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和元年10月21日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和2年1月20日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和2年1月21日 (第一部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年2月26日 (第一部会)	○ 答申案骨子審議
令和2年3月9日 (第101回全体会)	○ 答申案審議
令和2年3月12日	○ 答申